



発鳥情審査第9号の1  
平成23年1月20日

宮部 慎太郎 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 寺垣 琢生



不開示等理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

異議申立て（対受総固第232号）に係る事案に関し、別添のとおり、当審査会に実施機関から提出された不開示等理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、不開示等理由説明書に対する意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において下記のとおり提出期限を定めましたので通知します。

#### 記

##### 意見書の提出期限等

###### ①提出期限

平成23年2月21日

###### ②提出方法

作成した書面を郵送で鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

なお、提出のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情がない限り、実施機関に対してその写しを送付することとしますので、ご了承願います。

##### 連絡先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地

鳥取市役所総務部総務課内

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局

電話番号 0857-20-3105



発鳥情審査第9号の2  
平成23年1月20日

宮部 慎太郎 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 寺垣 琢生



### 口頭意見陳述等の申立てについて（照会）

あなたは、異議申立て（対受総固第232号）に係る事案に関し、当審査会に対して、口頭で意見又は説明を述べる機会を与えるよう申し出ることができます。

また、意見又は説明を述べるにあたって、補佐人の付き添いを申し出ることができます。審査会はその申し出に相当の理由があるときは、補佐人の付添いを認めることができます。

口頭意見陳述等を希望する場合は下記に従い、その旨の申立てを行ってください。

#### 記

##### ○口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭による意見陳述の機会の付与申立書」及び「補佐人出頭許可申請書」に必要事項を記入し、平成23年2月21日までに、郵送で鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

#### 連絡先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地  
鳥取市役所総務部総務課内  
鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局  
電話番号 0857-20-3105

(別紙)

平成 年 月 日

口頭による意見陳述の機会の付与申立書

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会会長様

氏名  
住所  
連絡先

口頭で意見を述べたいので次のとおり申立てします。

異議申立てのあった日	平成 年 月 日
異議申立てに係る行政文書名称等	
口頭で意見を述べたい理由	

(別紙)

平成 年 月 日

補佐人出頭許可申立書

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

氏名  
住所  
連絡先

補佐人とともに出頭したいので、次のとおり許可を求めます。

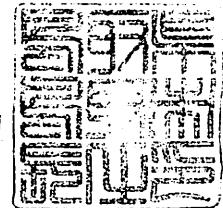
補佐人の氏名及び住所 並びに許可を求める者 との関係	
補佐人とともに出頭し たい理由	



受総固第342号  
平成23年1月14日

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 寺垣琢磨 様

鳥取市長 竹内功



不開示等理由説明書

平成22年11月25日付発鳥情審査第7号-2で通知のありました不開示等理由説明書について、別紙のとおり提出します。

## 同和対策固定資産税減免に関する文書の不開示等理由説明書

固定資産税課

本件申立て文書は、鳥取市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第18条に規定する、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、開示請求を拒否したものであり、その理由は以下のとおりです。

### 1. 開示請求拒否処分とした行政文書の内容

請求者が居住する物件を含む下味野地区の同和対策固定資産税減免に係る、平成20年度以降のつぎの文書

- ・減免対象者に対する説明資料一式
- ・同和対策減免の件数と総額
- ・対象地域（地図など）

### 2. 本市における同和問題の現状

昭和40年の国の「同和対策審議会答申」において、同和問題は、「最も深刻にして重大な社会問題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と提起されました。

本市は、昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の特別措置法に基づき、同和地区指定を行い住環境整備等の事業を実施してきました。

また、平成6年10月1日から施行された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」などにもとづき、今日まで同和問題の解決に向けて、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上のための各種施策を積極的に取り組んでいるところです。あわせて、市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施しているところです。

平成14年3月末で国の特別措置法は失効しましたが、平成17年に鳥取県が実施した「同和地区実態把握等調査」によると、「あなたは今までに、同和地区の人であるということで、差別を受けたことがありますか。」という質問に対して、同和関係世帯員の28.9%の者が「被差別体験が有る」と回答しています。また、平成17年に本市が実施した「同和問題等人権問題に関する市民意識調査」によると、

「あなたは日本において結婚や就職等社会生活の中で、同和地区住民に対する差別があると思いますか。」という質問に対して、50.9%の市民が「差別があると思う」と回答しており、さらに、「もし、あなたが結婚の時、被差別部落を理由に反対されたらどうしますか。」という質問に対して、10.9%の市民が「家族や親戚の反対が強ければ結婚を考え直す」と回答しています。今までの取り組みにより、差別解消の方向へと向かっているものの、これらのこととは、いまだ市民の差別意識が解消されていないことを示していると考えます。

さらに、本市において、行政書士による戸籍不正取得事件をはじめ、今年度も、同和問題に関する差別落書き、同和地区に関する土地の問い合わせ事件が連続して発生している状況にあります。

### 3. 開示請求拒否の理由

前述のような状況において、旧特別措置法に基づく本市の同和地区指定の地区名を公表することは、差別を助長する恐れがあり、公にすることはできないものと考えます。このため、開示請求拒否処分とした行政文書は、当該文書の有無を答えるだけで、「その地域が同和地区であるかどうか」を公にすることとなり、その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあります。

したがって、文書の有無に関する回答を含めて開示請求拒否処分とした行政文書は、条例第15条第4号ただし書きの「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」には該当しないものと考えます。